

タイ王国向けかんきつ属生果実の輸出検疫について

タイ王国は、これまで日本からのかんきつ属生果実の輸入を禁止していたが、我が国は2005年1月に輸出解禁要請を行い、その後両国の植物検疫当局による協議を重ねた結果、2007年6月にタイ王国植物防疫法の告示が改正され、日本産かんきつ属生果実のタイ王国向け輸出が解禁された。

以下、同国向けに輸出条件を満たした静岡県藤枝市のうんしゅうみかんを例として、タイ王国向けかんきつ属生果実の輸出検疫にかかる現行手続きを紹介する。

1. 輸出可能品目

現在、かんきつ属生果実のうち、『うんしゅうみかん』のみが輸出可能品目である。

2. 輸出可能生産地域

現在、静岡県藤枝市の4生産地域が輸出可能となっている。

3. 検疫対象病害虫

タイ王国がかんきつ属生果実を寄主として侵入を警戒する検疫対象病害虫のうち、生産地域においてリスク管理措置を要求するものは、ミカンバエ (*Bactrocera tsuneonis* (Miyake)) で、



ミカンバエ雌成虫

*大分・宮崎・鹿児島等に分布

生産地域において当該虫が無発生であることをモニタリング調査により確認しなければならない。

4. 輸出までの流れ

(1) 生産地域の指定及び認可

日本からタイ王国向けにかんきつ属生果実の輸出を行うためには、1年目は輸出を希望する生産地域において、4月1日から10月末日までの期間に、ミカンバエを対象としたモニタリング調査（トラップ調査及び生果実調査）により、同虫が無発生であることを確認の上、日本側による同国向け生産地域の指定を受ける。この指定は植物防疫所が行い、農林水産省を通じてタイ側へ通知される。タイ側はこの通知を受け、同国植物防疫法に係る告示改正を行い、タイ王国向けかんきつ属生果実の生産地域として認可する。

なお、昨年タイ王国向けに輸出実績のある静岡県藤枝市の4地域は、ニュージーランド向けうんしゅうみかんの輸出検疫に係るミカンバエを対象としたトラップによるモニタリング調査をすでに実施していたことからタイ向け輸出のモデル地域とし、2007年4月1日から10月末日までの期間、同虫対象の調査を実施の上、生産地域として認可された。

(2) 生産園地の登録

(1) においてタイ側に認可された生産地域内にある生産園地は、2年目（翌年）の4月1日から10月末日の期間、ミカンバエ対象のモニタリング調査により無発生であることが確認され、日本側による生産園地としての登録を受ける。また、上記モニタリング調査の他、都道府県の病害虫防除所等による指導の下、防除を実施し、かつ、園地に関する情報を適切に管理していること等の条件を満たす必要がある。

(3) 選果こん包施設の登録

指定生産地域内にある選果こん包施設は、日本側による同国向け選果こん包施設として登録

を受ける必要がある。選果こん包施設として登録を受けるには、当該施設がモニタリングトラップの有効範囲内に位置し、タイ側が侵入を警戒するミカンバエをはじめとした検疫対象病害虫の再汚染防止措置がとられており、かつ、選果こん包作業時には植物防疫所による検疫対象病害虫識別に関する研修を受講した作業主任者を設置する等の条件を満たす必要がある。

(4) タイ側検査官による選果こん包施設等の確認

(3) により新たに登録された選果こん包施設は、輸出初年度に、タイ側検査官による現地視察を受ける。(生産地域も併せて視察されることがある。) タイ側により当該視察結果が評価され、輸出を認める旨の回答が得られた場合に、同国向けかんきつ属生果実とは輸出可能となる。

(5) 収穫及び選果こん包作業

(2) により登録された生産園地で栽培されたうんしゅうみかん生果実は、11月1日以降に収穫され、選果こん包されたものでなければならない。なお、輸出は翌年3月31日までの期間可能である。

(6) 輸出検査

タイ王国向けかんきつ属生果実は、同国検査官及び日本側植物防疫官により合同で検査される。検査は、輸出荷口に600果をサンプリングし、同国が侵入を警戒する検疫対象病害虫の有無について検査を行う。

なお、当該生果実の輸出にあたっては、同国検疫当局発行の輸入許可証を事前に取得しておく必要がある。

5. その他輸出に係る検疫条件

(1) ミカンバエ対象モニタリング調査

4.の(1)及び(2)におけるミカンバエを対象としたモニタリング調査のうちトラップ調査は、4月1日から10月末日までの期間中、ガロントラップを用いて実施する。ガロントラップは誘引剤としてのタンパク質加水分解物(1.5～2.0%固形タンパク質)とともに殺虫剤を併用したものをを用い、指定生産地域及び隣接

する地域1km²毎に1個を設置して調査を行う。また、生果実調査は、同期間中、生産地域内園地の落花生果実及び変色生果実について、これらがミカンバエによる被害によるものであるかどうかの調査を行う。



ガロントラップ

(2) 輸出用こん包及びこん包への表示

4.の(5)のタイ王国向けかんきつ属生果実用こん包は、清潔かつ未使用のものをを用い、かつ、開口部が無いこととなっている。開口部がある容器を用いる場合は、これに直径1.6mm以下のメッシュの網が張られたものであるか、こん包全体が同様の網で覆われなければならない。

なお、当該容器の外装には、①日本産の表示、②輸出者名、③果実名(学名及び品種名)、④登録園地番号、⑤こん包施設登録番号、⑥こん包日、⑦輸出先の表示が必要となる。

6. 今後の展望

現行の輸出手続き上、タイ側により輸入を認可されている生果実はうんしゅうみかんのみであり、かつ、認可されている生産地域は静岡県藤枝市内の4地域のみとなっている。

一方、タイ王国向けの輸出に意欲を持つ他の生産地からも、本輸出システムについての照会があることから、今後は関係者との連携を図りつつ、日・タイ二国間協議の継続によって、認可生産地域や輸出可能品目の追加を期待するところである。